**○国土交通省告示第九百十四号**

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十六年八月二十九日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年九月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

| 型式承認番号 | 物件の名称 | 物件の型式 | 製造者の名称 | 型式変更の内容 |
|---|---|---|---|---|
| 第5054号 | 第一種船橋航海当直警報装置 | ＪＣＸ―151 | 日本無線株式会社 | リセット装置（ＮＣＪ―878Ａ）、モーションセンサ（ＮＹＧ―４Ａ）、可視警報装置（ＮＣＤ―219Ａ）、可聴警報装置（ＮＶＳ―765Ａ）及び防水型リセット装置（ＮＣＪ―879Ａ）を追加 |
| 第5055号 | 〃 | ＪＣＸ―152 | 〃 | 〃 |

**○海上保安庁告示第百九号**

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年九月二十二日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「ＰＬ73　きい」を「ＰＬ73　きい
ＰＬ81　たけとみ」に改める。
ＰＬ82　なぐら」

**附　則**

この告示は、平成二十六年九月二十六日から施行する。

**○海上保安庁告示第百十号**

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年九月二十二日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「ＰＬ73　きい」を「ＰＬ73　きい
ＰＬ74　まつしま」に改める。

**附　則**

この告示は、平成二十六年九月三十日から施行する。

**○海上保安庁告示第百十一号**

航路標識の設置及び廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年九月二十二日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

| | |
|---|---|
| 名称 | 塩釜第六号灯浮標 |
| 位置 | |
| 所在地 | 宮城県仙台塩釜港塩釜区（地蔵島灯台の西北西方約三八〇メートル） |
| 北緯 | 三八―一九―二四 |
| 東経 | 一四一―〇四―〇一 |
| 塗色及び構造 | 赤色円すい形頭標一個付　赤色やぐら形 |
| 灯質 | 群閃赤光　毎六秒に二閃光 |
| 光度 | 実効光度四〇カンデラ |
| 光達距離 | 四・〇海里 |
| 点灯年月日 | 平成二十六年七月二十七日 |
| 名称 | 塩釜第七号灯浮標 |
| 位置 | |
| 所在地 | 宮城県仙台塩釜港塩釜区（地蔵島灯台の西方約一・一キロメートル） |
| 北緯 | 三八―一九―一八 |
| 東経 | 一四一―〇三―三二 |
| 塗色及び構造 | 緑色円筒形頭標一個付　緑色やぐら形 |
| 灯質 | 単閃緑光　毎三秒に一閃光 |
| 光度 | 実効光度四〇カンデラ |
| 光達距離 | 四・〇海里 |
| 点灯年月日 | 平成二十六年七月二十七日 |
| 名称 | 塩釜第八号灯浮標 |
| 位置 | |
| 所在地 | 宮城県仙台塩釜港塩釜区（地蔵島灯台の西方約一・一キロメートル） |
| 北緯 | 三八―一九―二二 |
| 東経 | 一四一―〇三―二九 |
| 塗色及び構造 | 赤色円すい形頭標一個付　赤色やぐら形 |
| 灯質 | 単閃赤光　毎三秒に一閃光 |
| 光度 | 実効光度四〇カンデラ |
| 光達距離 | 四・〇海里 |
| 点灯年月日 | 平成二十六年七月二十七日 |
| 名称 | 紀伊由良港方杭導灯（前灯） |
| 位置 | |
| 所在地 | 和歌山県日高郡日高町（方杭埼） |
| 北緯 | 三三―五六―二九 |
| 東経 | 一三五―〇四―五三 |
| 廃止年月日 | 平成二十六年七月二十八日 |
| 名称 | 紀伊由良港方杭導灯（後灯） |
| 位置 | |
| 所在地 | 和歌山県日高郡日高町（方杭埼） |
| 北緯 | 三三―五六―二八 |
| 東経 | 一三五―〇四―五四 |
| 廃止年月日 | 平成二十六年七月二十八日 |

**○海上保安庁告示第百十二号**

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年九月二十二日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

| | |
|---|---|
| 名称 | ノッカマップ埼灯台 |
| 位置 | |
| 所在地 | 北海道根室市（ノッカマップ埼） |
| 北緯 | 四三―二三―二九 |
| 東経 | 一四五―三九―一八 |
| 変更した事項 | |
| 塗色及び構造 | 白地に黒横帯二本塗　塔形 |
| 光度 | 実効光度三、七〇〇カンデラ |
| 光達距離 | 一二・〇海里 |
| 変更年月日 | 平成二十六年七月二十九日 |
| 名称 | 深浦港深浦防波堤灯台 |
| 位置 | |
| 所在地 | 青森県深浦港（深浦防波堤外端） |
| 北緯 | 四〇―三八―四八 |
| 東経 | 一三九―五五―二七 |
| 変更した事項 | |
| 光度 | 閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ |
| 光達距離 | 閃光五・〇海里　不動光二・〇海里 |
| 高さ | 地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル |
| 変更年月日 | 平成二十六年七月二十九日 |